

第1回選定委員会	
資料7	2022.12.7

委員会の運営に関する事項（案）

1 目的

本事項は、大牟田・荒尾清掃施設組合一般廃棄物処理施設整備事業者選定委員会（以下、「本委員会」という。）の運営に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

2 会議の公開・非公開に係る取扱いについて

本委員会の会議については、大牟田・荒尾清掃施設組合一般廃棄物処理施設整備事業者選定委員会条例（以下、「本条例」という。）第6条第5項の規定により公開とする。ただし、同項ただし書きの規定に基づき、下記に示す審議事項については、本委員会の決定により非公開とする。

- （1）公募前において、本委員会において使用する資料、又は資料に基づく審議内容を公開することにより、事業者の募集への影響があると判断される審議事項。
- （2）事業者の選定に係る審査及び評価に関する審議事項。
- （3）その他、公開することにより本委員会の適切な審議に支障が生じる恐れがあると判断される場合。

3 秘密保持について

本条例第8条の規定により、委員は職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

4 その他

本事項に定めるもののほか、本委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮り定める。